平成２２年（フ）第９６号
兵庫県淡路市志筑新島６番16　ドゥーイング201号、住民票上の住所徳島県鳴門市大津町矢倉字参の越35番地
債務者　平田　友子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第６５号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木397番地５
債務者　尾方　寛章
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１３３６号
神戸市東灘区魚崎南町６丁目１番８号
債務者　近木　孝之
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６５号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目３番１―311号
債務者　満留壽美子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７２号
神戸市垂水区名谷町292番地カサベラ垂水ヴューテラス103号
債務者　片岡江里子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４号
兵庫県佐用郡佐用町三日月906番地
債務者　小原　良一
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第３４号
大分県佐伯市臼坪12番17号、従前の住所北九州市小倉南区守恒１丁目17番９―501号
債務者　吉田　明宏
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
静岡県沼津市戸田3858番地の８
債務者　森田　綾子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
静岡県沼津市戸田3858番地の８
債務者　森田　　祥
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
静岡県田方郡函南町塚本140番地の６　コーポ青木201、破産手続申立時の住所静岡県沼津市戸田846番地の２
債務者　森田　　暁
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
静岡県田方郡函南町塚本140番地の６　コーポ青木201、破産手続申立時の住所静岡県沼津市戸田846番地の２
債務者　森田　真樹
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４３９号
静岡県沼津市西島町２番３号　メゾンクラブエコー103号
債務者　髙遠　友康
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
静岡県沼津市岡宮991番地の28　ベラージョＳ302号、前住所静岡県静岡市駿河区大谷3136番地の４
債務者　成川　光男
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
静岡県沼津市五月町２番20号　柴田マンションＡ―202
債務者　内野　智世
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
大津市秋葉台４番20―202号
債務者　山田　尚子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８８号
大津市枝３丁目19番６号　滋賀南部森林組合寮101号
債務者　牛場　丈郎
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９１号
大津市大平１丁目４番31―112号、前住所大津市関津３丁目13番19号
債務者　辻本　俊二
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部